

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、県たばこ税等に関する規定の改正を行った。

1 個人の県民税

- (一) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とした。
- (二) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を三年延長した。

- (三) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を三年延長した。

2 法人の事業税

電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、税率を次のとおりとした。

(一) 資本金一億円超の普通法人

- (1) 収入割 百分の〇・七五
- (2) 付加価値割 百分の〇・三七
- (3) 資本割 百分の〇・一五

(二) 資本金一億円以下の普通法人等

- (1) 収入割 百分の〇・七五
- (2) 所得割 百分の一・八五

3 不動産取得税

- (一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長した。

- (二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長した。

4 県たばこ税

卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとする

たばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合限り、適用することとした。

5 その他引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日